

大阪人材確保推進会議設置要綱の一部改正（案）

大阪人材確保推進会議設置要綱の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p style="text-align: center;">大阪人材確保推進会議設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップと雇用促進を目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。</p> <p>(所管業務)</p> <p>第2条 会議は、次の事項を所管する。</p> <p>(1) 業界等のイメージアップに関する事項</p> <p>(2) 業界等の雇用促進に関する事項</p> <p>(3) その他、上記に付随する事項</p> <p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。</p>	<p style="text-align: center;">大阪人材確保推進会議設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップや雇用促進などを目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。</p> <p>(所管業務)</p> <p>第2条 会議は、次の事項を所管する。</p> <p>(1) 業界等のイメージアップに関する事項</p> <p>(2) <u>業界等の生産性の向上に関する事項</u></p> <p>(3) <u>業界等の健康経営に関する事項</u></p> <p>(4) 業界等の雇用促進に関する事項</p> <p>(5) その他、上記に付随する事項</p> <p>(略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。</p> <p><u>2 座長は、緊急を要する事項又は軽微な事項については、書面又は持ち回りの方法により、会議を開催することができる。</u></p>

大阪人材確保推進会議設置要綱の一部改正（案）

現行				改正案					
(略)				(略)					
(別表)				(別表)					
業界団体、行政機関 (50音順)		分科会			業界団体、行政機関 (50音順)		分科会		
		製造業	運輸業	建設業			製造業	運輸業	建設業
公益社団法人大阪工業協会		○			公益社団法人大阪工業協会		○		
大阪府ものづくり振興協会		○			大阪府ものづくり振興協会		○		
					<u>一般社団法人大阪バス協会</u>			○	
一般社団法人大阪府トラック協会			○		一般社団法人大阪府トラック協会			○	
一般社団法人大阪建設業協会				○	一般社団法人大阪建設業協会				○
大阪住宅安全衛生協議会				○	大阪住宅安全衛生協議会				○
一般社団法人大阪府建団連				○	<u>一般社団法人大阪電業協会</u>				○
(略)					一般社団法人大阪府建団連				○
					(略)				
(附 則)				(附 則)					
この要綱は、平成28年12月8日から施行する。				この要綱は、平成28年12月8日から施行する。					
				この要綱は、平成30年5月 日から施行する。					